

猟銃等の試験的製造の許可

(法第18条ただし書き)

猟銃等の製造は猟銃等製造事業の許可を受けた者でなければ、行ってはいけません。ただし、試験的に製造する場合において、猟銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではありません。

※試験的製造とは、国等の委託を受けて試験的に猟銃等の製造を行う場合等を指します。

○猟銃等の試験的製造の許可申請の審査基準

1 猟銃等の保管のための設備が次の要件を備えていること

(1) 管理上支障がない場所にあること。

(2) 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であって、確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によって猟銃等を堅固に固定しうる設備であって、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

(3) 保管する猟銃等の数量に応じた収納能力を有すること。

(4) 容易に持ち運びができないこと。

(5) 非常の際、外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の付近に当該装置を備えている場合は、この限りではない。

2 申請者が武器等製造法第5条第1項第5号の事由に該当しないこと。

○猟銃等の試験的製造の許可申請関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

1 猟銃等製造許可申請書

申請書の他に添付する必要な書類は下記のとおりです。ご注意願います。

- 2 登記簿謄本及び定款の写し（法人の場合）
- 3 代表者の身元証明書（法人の場合）
- 4 業務を行う役員全員の欠格事由非該当証明書（法人の場合）
- 5 住民票及び身元証明書（個人の場合）
- 6 案内図
- 7 工場の図面及び工場内配置図
- 8 猟銃等の保管設備の構造図
- 9 工場及び猟銃等の保管設備に対する警報装置等の設置図及び配線図
- 10 申請手数料 不要

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。